（内圧容器及びその附属装置）

第150条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

２　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第162条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（巻込防止装置）

第179条　（略）

２・３　（略）

４　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の９の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5mを超える場合は、下縁の高さを地上550㎜以下とすることができる。

二　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第150条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

２　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第162条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（巻込防止装置）

第179条　（略）

２・３　（略）

４　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。

二　（略）